



神奈川県

重度の障害のある方の〈在宅生活〉を支援

神奈川県在宅重度障害者等手当

年6万円の手当

を支給する神奈川県の制度

在 手

略称:ざいて

認定の申請期間 8月1日～9月10日

認定されると翌年からは「現況届」の提出期間となります

どのような人が手当を受けられるのですか？

毎年8月1日(基準日)時点で

①～⑤すべて にあてはまる方



① 障害要件 A / B / C / D いずれかの 障害者手帳等を もっている	A	右のいずれか 2つ以上	身体障害者手帳 1級 または 2級	療育手帳 A1 または A2 (IQ35以下)	精神障害者 保健福祉手帳 1級
	B		身体障害者手帳 1級 または 2級	+	療育手帳 B1 (IQ50以下)
	C		身体障害者手帳 3級	+	療育手帳 B1 (IQ50以下) + 精神障害者 保健福祉手帳 1級
	D		特別障害者手当 または 障害児福祉手当 (申請年度の8月分の 支給を受けていること)		

② 年齢要件 障害者手帳の 交付は、65歳より 前である
--

③ 在住要件 神奈川県に 6か月以上 住んでいる
--

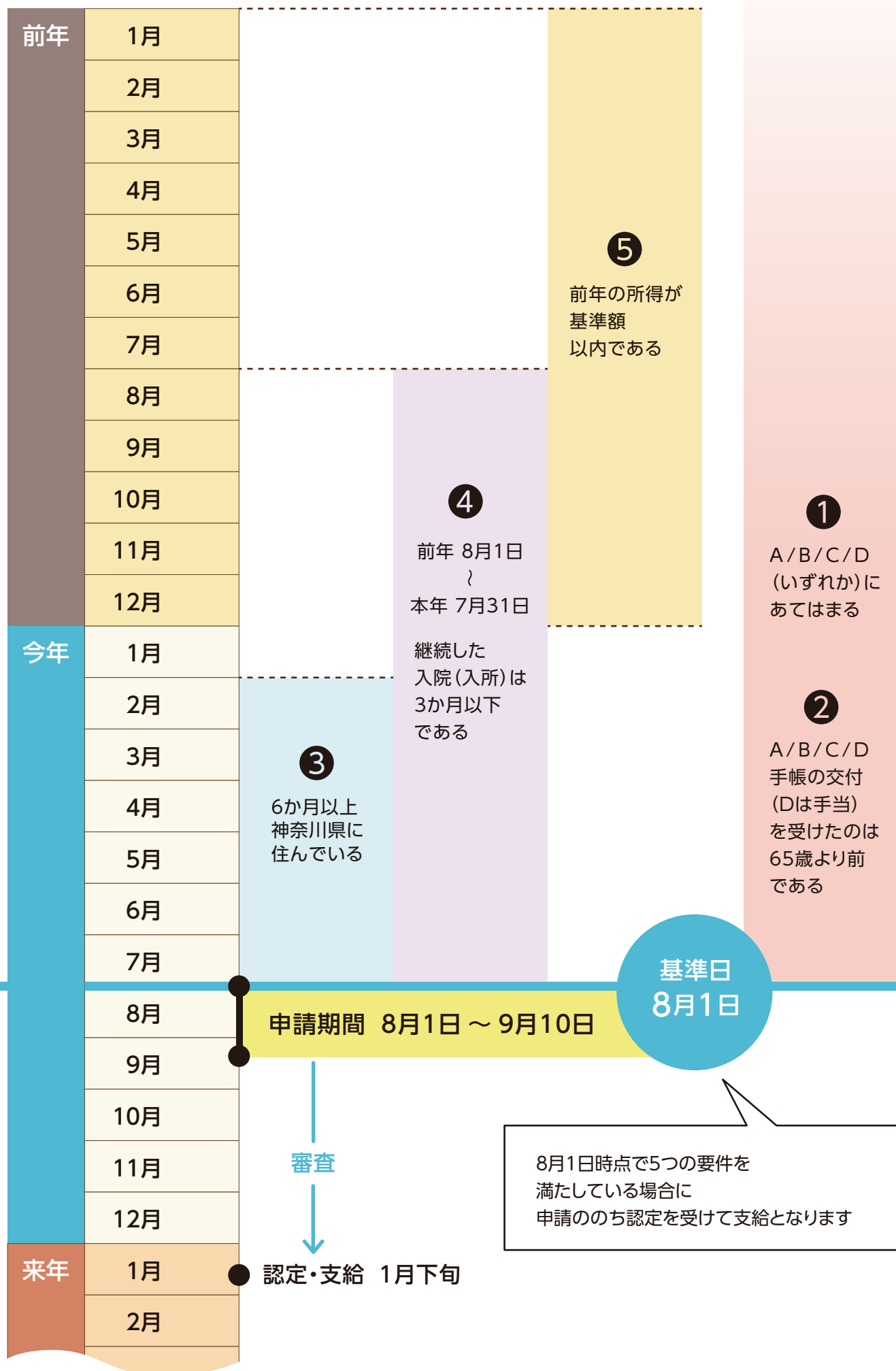
④ 在宅要件 継続入院(入所)の 期間は、1年間で 3か月以下 である
--

⑤ 所得要件 前年の所得が 基準額内 である	(例) 扶養親族等が0人の場合 ① 単身世帯 3,758,000 円 ② 本人と配偶者または扶養義務者の世帯 本人: 3,758,000 円 配偶者または扶養義務者: 6,287,000 円
--	---

手当を受ける手続きは？ 申請から支給まで

8月1日～9月10日	申請書提出	申請書の提出窓口は、 お住まいの市区町村の障害福祉担当課です
↓		
9月～翌年1月	審査	前年の所得、障害の程度、施設入所の状況などについて 審査を行います(市区町村および県)
↓		
1月下旬	認定・支給	認定通知の発送と手当の支給をします。認定されなかった方や 所得超過で手当が支給されない方にもその旨通知します
↓		
8月1日～9月10日	現況届提出	認定されると、毎年度、「現況届」の提出が必要です

申請スケジュール



支給要件の詳しい説明は、こちらをご覧ください

① 障害要件

次のうち、いずれかにあてはまる方

● 複数の障害を有している

⇒「申請年度の8月1日時点で一定の等級以上の障害者手帳を2種類以上持っている」

⇒身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳または知的障害者の判定書を交付されていること。

● 特別障害者手当または障害児福祉手当を受給している⇒「申請年度の8月分の支給を受けている」

② 年齢要件

65歳よりも前に、1つでもあてはまる方

● 身体障害者手帳の交付を受けたことがある方

● 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたことがある方

● 療育手帳の交付を受けるなど、児童相談所や更生相談所などにおいて知的障害者と判定されたことがある方

● 特別障害者手当または障害児福祉手当を受けたことがある方

※本手当支給条例改正前の平成21年度分を受給していた方の場合、年齢は問いません

③ 在住要件

8月1日(基準日)時点で継続して6か月以上、神奈川県にお住まいの方

● 2月2日以降に神奈川県内に転入された方は、当年は対象外です

● 住民票が神奈川県内にあっても、実際には県外のグループホームに入居している場合等は、神奈川県に住んでいることにはならず対象外です

※DV被害にあわれている等の理由で住所と異なる場所に居住されている場合は、その居住地が神奈川県内であれば、在住要件を満たします

④ 在宅要件

基準日までの1年間(前年8/1～当年7/31)に継続して3か月を超えて医療機関や施設に入院(入所)していない方

医療機関や施設の種類の種類

①～⑬の医療機関や施設に継続して3か月を超えて入院(入所)した場合は対象外です

※「医療機関や施設」の種類については、特別障害者手当・障害児福祉手当の基準を用います

全年齢共通の医療機関や施設 ①～⑤

①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する療養介護を行う病院(療養介護を行う病床に限る。)又は障害者支援施設

②独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

③独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関又は社会福祉法に規定する施設で、進行性筋萎縮症者を収容し、治療、訓練、生活指導を行うもの

④国立保養所

⑤生活保護法に規定する救護施設又は更生施設

20歳未満についての医療機関や施設 ⑥～⑨

⑥障害児入所施設

⑦乳児院、児童養護施設

⑧医療型障害児入所施設と同様な治療等を行う指定医療機関

⑨命令・措置による病院又は診療所への入院・入所

20歳以上についての医療機関や施設 ⑩～⑬

⑩病院、診療所

⑪介護老人保健施設

⑫養護老人ホーム

⑬特別養護老人ホーム

⑤ 所得要件(所得制限について)

受給資格者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年所得^{※1}がそれぞれ基準額^{※2}を超えると、手当の支給は停止されます

※1「前年所得」＝前年1月～12月までの本人及び生計を一つにする扶養親族等の所得の合計から下記の各種控除額を差し引いた額 ※2「基準額」＝特別障害者手当/障害児福祉手当の基準を用います

(令和8年8月1日現在)

控除の種類	本人控除金額	配偶者 / 扶養義務者の控除額
a. 当該雑損控除額	控除相当額	控除相当額
b. 医療費控除額		
c. 小規模企業共済等掛金控除額		
d. 配偶者特別控除額		
e. 特定親族特別控除額		
f. 社会保険料控除額		8万円
g. 障害者控除(本人)	27万円	27万円
h. 障害者控除(扶養親族・扶養配偶者)		27万円
i. 特別障害者控除(本人)	40万円	40万円
j. 特別障害者控除(扶養親族・扶養配偶者)		40万円
k. 寡婦控除	27万円	27万円
l. ひとり親控除	35万円	35万円
m. 勤労学生控除	27万円	27万円
n. その他(肉用牛売却による農業所得免除等)	免除相当額	免除相当額

●参考2 特別障害者手当/障害児福祉手当の所得基準額

(令和8年8月1日改正)

扶養親族の数	受給資格者の所得	扶養義務者等の所得
0人	3,758,000円	6,287,000円
1人	4,138,000円	6,536,000円
2人	4,518,000円	6,749,000円
3人	4,898,000円	6,962,000円
4人目以降	1人あたり 380,000円を加算	1人あたり 213,000円を加算

〈上記基準額に加算されるもの〉

受給資格者の所得 ● 扶養親族等に、同一生計配偶者のうち70歳以上の者又は老人扶養親族があるときは、1人につき100,000円を加算

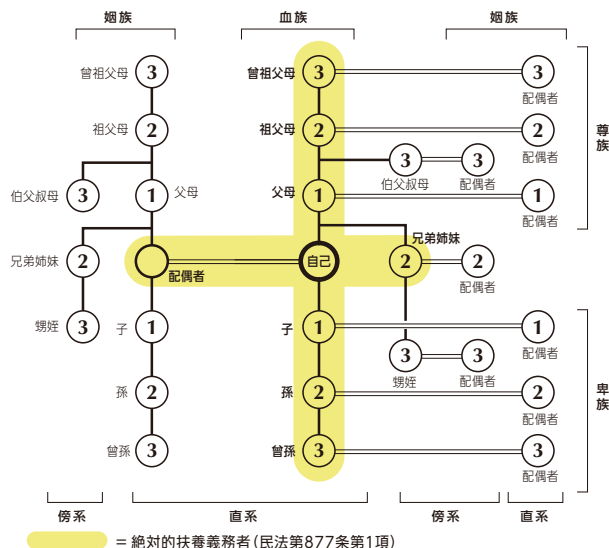
● 扶養親族等に、特定扶養親族があるときは、1人につき250,000円を加算
扶養義務者等の所得(扶養親族等の数が2人以上の場合) ● 扶養親族等に老人扶養親族があるときは、1人につき60,000円を加算

※扶養義務者とは、本人と生計を一にする配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹等

申請手続きができる人は？

受給資格者本人が基本です。但し、受給資格者ご本人が自ら申請することが難しい場合は、3親等以内の親族や親権者、成年後見人等による代理申請も可能です。

扶養義務者及び3親等以内の親族の範囲



申請期間は？

毎年8月1日～9月10日

申請窓口は、お住まいの市区町村の担当課です

必要書類 (市区町村の窓口でご確認ください)

- ①申請者の印鑑 ②通帳
- ③障害者手帳等(障害の程度を満たすことがわかるもの)
- ④受給資格者の属する世帯全員の住民票の写し

⑤受給資格者ご本人、配偶者及び扶養義務者のマイナンバーがわかるもの

⑥所得状況が確認できるもの(特別障害者手当/障害児福祉手当で所得現況届を提出済みの方は省略できる場合があります)

申請期間内に書類の提出ができなかった場合で、知事が特にやむを得ない事情があると認めたときは、翌年2月までの間であれば申請ができますので、まずは申請窓口にご相談ください

「手当」の金額は？

60,000円(年1回)

税法上、受給資格者本人の「雑所得」になります

認定と支給

「認定された方」には、申請した年の翌年1月末頃に認定通知書を郵送し、指定された金融機関の口座に60,000円を振り込みます

⇒入金日は年により異なります。提出された書類を各市町村にて審査し、神奈川県知事が確認・認定を行います。(9月～翌年1月)

⇒「認定されなかった方」や「所得超過で手当が支給されない方」にも、申請した年の翌年1月末頃に認定審査の結果の通知を郵送します。

申請後の手続き

●申請した内容に変更があった場合

次のような変更があった場合は、すみやかにお住まいの市区町村窓口へ届け出てください。

⇒変更があった

- 氏名 ●住所 ●口座 ●所得額

注意:支払期日直前に口座を変えたり解約しますと、振込みが遅れる場合があります。

⇒受給資格がなくなった

- 受給資格者の死亡
- 継続して病院(施設)に3か月を超えて入院(入所)した
- 神奈川県外に転出した
- その他(障害等級の変更など)

●翌年度の申請(現況届)について

認定された方には、翌年度の7月下旬から8月上旬頃に県またはお住まいの市区町村からご案内を郵送しますので、毎年8月1日～9月10日の間に「現況届」を必要書類と一緒にお住まいの市区町村へ提出してください。必要書類は、受給者により異なりますので、詳しくはお住まいの市区町村におたずねください。

「現況届」は、前年の所得の額や障害の程度、県内在住か、入院(入所)をしていないか等を確認し、その年の手当が支給できるかどうかを審査するものです。届出をしないと手当を受けることができません。

●申請窓口/お問い合わせ先

まずはお住まいの市区町村の窓口へ

令和8年4月現在

市区町村名	担当課	TEL	所在地
横浜市	障害自立支援課	045-671-3891	横浜市中区本町六丁目50番10号
鶴見区	高齢・障害支援課 こども家庭支援課	045-510-1847 045-510-1839	横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1
神奈川区	高齢・障害支援課 こども家庭支援課	045-411-7114 045-411-7113	横浜市神奈川区広台太田町3-8
西区	高齢・障害支援課 こども家庭支援課	045-320-8417 045-320-8402	横浜市西区中央1-5-10
中区	高齢・障害支援課 こども家庭支援課	045-224-8165 045-224-8171	横浜市中区日本大通35
南区	高齢・障害支援課 こども家庭支援課	045-341-1141 045-341-1152	横浜市南区浦舟町2-33
港南区	高齢・障害支援課 こども家庭支援課	045-847-8459 045-847-8457	横浜市港南区港南4-2-10
保土ヶ谷区	高齢・障害支援課 こども家庭支援課	045-334-6384 045-334-6353	横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9
旭区	高齢・障害支援課 こども家庭支援課	045-954-6128 045-954-6117	横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12
磯子区	高齢・障害支援課 こども家庭支援課	045-750-2416 045-750-2439	横浜市磯子区磯子3-5-1
金沢区	高齢・障害支援課 こども家庭支援課	045-788-7849 045-788-7772	横浜市金沢区泥亀2-9-1
港北区	高齢・障害支援課 こども家庭支援課	045-540-2237 045-540-2320	横浜市港北区大豆戸町26-1
緑区	高齢・障害支援課 こども家庭支援課	045-930-2433 045-930-2432	横浜市緑区寺山町118
青葉区	高齢・障害支援課 こども家庭支援課	045-978-2453 045-978-2457	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4
都筑区	高齢・障害支援課 こども家庭支援課	045-948-2316 045-948-2321	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1
戸塚区	高齢・障害支援課 こども家庭支援課	045-866-8463 045-866-8468	横浜市戸塚区戸塚町16-17
栄区	高齢・障害支援課 こども家庭支援課	045-894-8068 045-894-8959	横浜市栄区桂町303-19
泉区	高齢・障害支援課 こども家庭支援課	045-800-2485 045-800-2448	横浜市泉区和泉中央北5-1-1
瀬谷区	高齢・障害支援課 こども家庭支援課	045-367-5715 045-367-5703	横浜市瀬谷区二ツ橋町190
川崎市	障害福祉課	044-200-2653	川崎市川崎区宮本町1
川崎区	高齢・障害課	044-201-3215	川崎市川崎区東田町8
幸区	高齢・障害課	044-556-6654	川崎市幸区戸手本町1-11-1
中原区	高齢・障害課	044-744-3265	川崎市中原区小杉町3-245

市区町村名	担当課	T E L	所在地
高津区	高齢・障害課	044-861-3252	川崎市高津区下作延 2-8-1
宮前区	高齢・障害課	044-856-3304	川崎市宮前区宮前平 2-20-5
多摩区	高齢・障害課	044-935-3323	川崎市多摩区登戸 1 7 7 5-1
麻生区	高齢・障害課	044-965-5159	川崎市麻生区万福寺 1-5-1
相模原市	高齢・障害者支援課	042-769-8272	相模原市中央区富士見 6-1-1
緑 区	緑高齢・障害者相談課	042-775-8810	相模原市緑区西橋本 5-3-2 1
	城山福祉相談センター	042-783-8136	相模原市緑区久保沢 1-3-1
	津久井高齢・障害者相談課	042-780-1412	相模原市緑区中野 6 1 3-2
	相模湖福祉相談センター	042-684-3215	相模原市緑区与瀬 8 9 6
	藤野福祉相談センター	042-687-5511	相模原市緑区小淵 2 0 0 0
中央区	中央高齢・障害者相談課	042-769-9266	相模原市中央区富士見 6-1-1
南 区	南高齢・障害者相談課	042-701-7722	相模原市南区相模大野 6-2 2-1
横須賀市	障害福祉課	046-822-8385	横須賀市小川町 1 1
平 塚 市	障がい福祉課	0463-21-8774	平塚市浅間町 9-1
鎌 倉 市	障害福祉課	0467-23-3000	鎌倉市御成町 1 8-1 0
藤 沢 市	障がい者支援課	0466-50-3528	藤沢市朝日町 1-1
小田原市	障がい福祉課	0465-33-1446	小田原市荻窪 3 0 0
茅ヶ崎市	障がい福祉課	0467-81-7159	茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1
逗 子 市	障がい福祉課	046-873-1111	逗子市逗子 5-2-1 6
三 浦 市	福祉課	046-882-1111	三浦市城山町 1-1
秦 野 市	障害福祉課	0463-82-7616	秦野市桜町 1-3-2
厚 木 市	障がい福祉課	046-225-2221	厚木市中町 3-1 7-1 7
大 和 市	障がい福祉課	046-260-5665	大和市鶴間 1-31-7 大和市保健福祉センター 5F
伊勢原市	障がい福祉課	0463-94-4720	伊勢原市田中 3 4 8
海老名市	国保医療課	046-235-4823	海老名市勝瀬 1 7 5-1
座 間 市	障がい福祉課	046-252-7978	座間市緑ヶ丘 1-1-1
南足柄市	福祉課	0465-73-8047	南足柄市関本 4 4 0
綾 瀬 市	障がい福祉課	0467-70-5623	綾瀬市早川 5 5 0
葉 山 町	福祉課	046-876-1111	葉山町堀内 2 1 3 5
寒 川 町	福祉課	0467-37-5043	寒川町宮山 1 6 5
大 磯 町	福祉課	0463-73-4530	大磯町国府本郷 1196 (障害福祉センター内)
二 宮 町	福祉保険課	0463-75-9289	二宮町二宮 9 6 1
中 井 町	福祉課	0465-81-5548	中井町比奈窪 5 6
大 井 町	福祉課	0465-83-8024	大井町金子 1 9 9 5
松 田 町	福祉課	0465-83-1226	松田町松田惣領 2 0 3 7
山 北 町	福祉課	0465-75-3644	山北町山北 1 3 0 1-4
開 成 町	福祉介護課	0465-84-0316	開成町延沢 7 7 3
箱 根 町	福祉課	0460-85-7790	箱根町湯本 2 5 6
真 鶴 町	保険福祉課	0465-68-1131	真鶴町岩 2 4 4-1
湯河原町	社会福祉課	0465-63-2111	湯河原町中央 2-2-1
愛 川 町	福祉支援課	046-285-2111	愛川町角田 2 5 1-1
清 川 村	子育て健康福祉課	046-288-3861	清川村煤ヶ谷 2 2 1 6

